

「核防条約に伴う保障措置問題調査団」  
の派遣について

昭和45年4月1日  
日本原子力産業会議

1. 趣旨及び目的

核兵器の不拡散に関する国際条約（NPT）は去る3月5日、43カ国の批准書寄託により発効した。わが国はまだ同条約を批准するには至っていないが、全般的国際情勢も判断した上で2月3日にこれに調印している。調印に当つてわが国政府は、同条約が目的とする核兵器の拡散防止の基本理念に賛成しつつ、一方これが原子力平和利用に及ぼす影響を考慮して、国際原子力機関（IAEA）が適用する保障措置がわが国の原子力平和利用活動を阻害することのないよう、批准までの間に、IAEAとの間に結ばれる保障措置協定はこれが充分納得できるものであるようにすべく努力を払う旨を声明している。

日本原子力産業会議はかねてから、IAEAが実施することとなるNPT下の国際査察が、同条約の有効期間である25年の長期に亘つて、わが国の原子力産業活動を国際的に不利な立場に陥れることがないかどうかに大きな関心を抱き、特別委員会を設置して鋭意検討を進め、幾度か意見を述べてきたが、調印に至つた今日の時点で、なおこの問題が解決されたとは考えていない。